

平成23年度 県有施設における受動喫煙防止対策状況調査結果について

平成24年3月29日
熊本県健康づくり推進課

1. 調査目的等

県有施設における受動喫煙防止対策の実態を把握し、本県の受動喫煙施策を一層推進するための基礎資料とする。

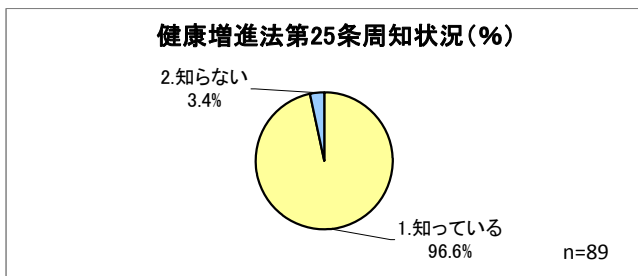
- (1) 回答数
県有施設(89施設)、調査対象90施設(回答率98.9%)
- (2) 調査期日
平成23年11月1日現在

2. 結果概要

問1. 「健康増進法第25条」をご存じですか？

○9割以上が知っている。【86県有施設 96.6%】

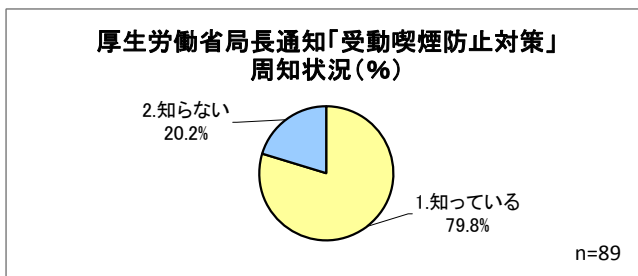
	1.知っている	2.知らない	総数
県有施設数	86	3	89
割合(%)	96.6	3.4	100.0



問2. 平成22年2月25日付け厚生労働省局長通知「受動喫煙防止対策について」をご存じですか？

○約8割が知っている。【71県有施設 79.8%】

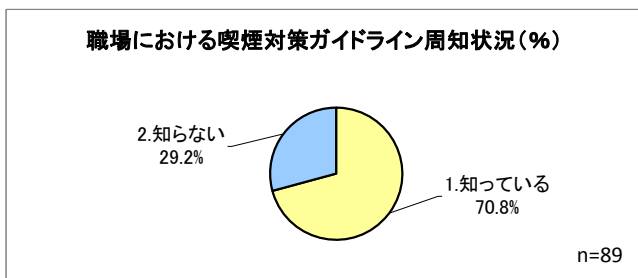
	1.知っている	2.知らない	総数
県有施設数	71	18	89
割合(%)	79.8	20.2	100.0



問3. 「職場における喫煙対策のためのガイドライン」をご存じですか？

○7割以上が知っている。【63県有施設 70.8%】

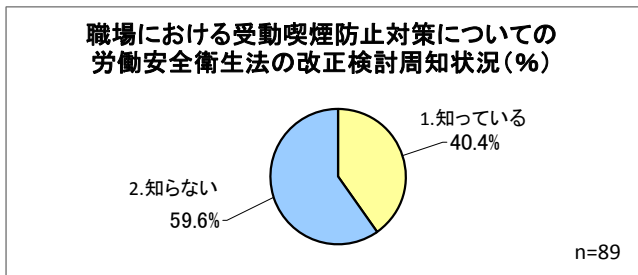
	1.知っている	2.知らない	総数
県有施設数	63	26	89
割合(%)	70.8	29.2	100.0



問4. 職場における受動喫煙防止対策について、労働安全衛生法の改正が検討されていることをご存じですか？

○4割以上が知っている。【36県有施設 40.4%】

	1.知っている	2.知らない	総数
県有施設数	36	53	89
割合(%)	40.4	59.6	100.0

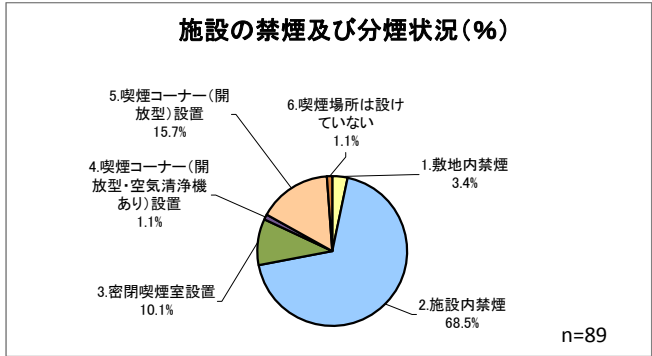


問5. 貴施設の禁煙及び分煙の状況について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

○禁煙・完全分煙(敷地内禁煙・施設内禁煙・密閉喫煙室設置)を実施している施設は82.0%(73施設)である。

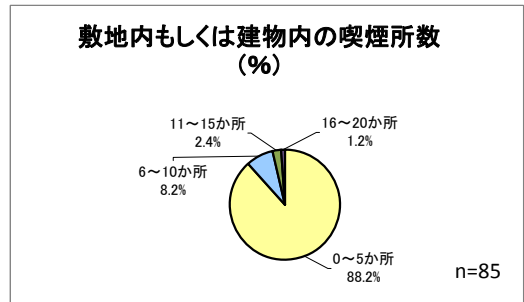
	県有施設数	割合(%)
1.敷地内禁煙	3	3.4
2.施設内禁煙	61	68.5
3.喫煙室(換気扇等があり、煙が施設内に漏れない)設置	9	10.1
4.喫煙コーナー(開放型・空気清浄機あり)設置	1	1.1
5.喫煙コーナー(開放型)設置	14	15.7
6.喫煙場所は設けていない(禁煙時間を設定されているものも含む)	1	1.1
合計	89	100.0

} 73施設 (82.0%)



問6. 問5で2~5と回答された施設(施設内禁煙・喫煙室設置・喫煙コーナー設置:85施設)にお尋ねします。敷地内もしくは建物内の喫煙所は何か所ですか。

	0~5か所	6~10か所	11~15か所	16~20か所	総数
県有施設数	75	7	2	1	85
割合(%)	88.2	8.2	2.4	1.2	100.0

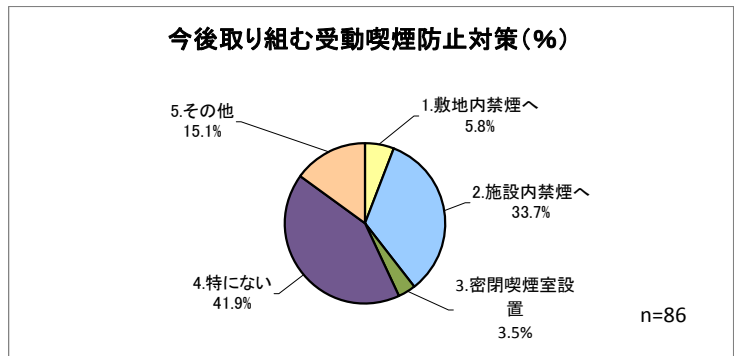


問7. 上記問5で2~6の施設(敷地内禁煙でない施設:86施設)がある場合にお答えください。今後取り組む受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

○今後、禁煙・完全分煙に取り組む県有施設は、43.0%(37施設)である。
また、すでに施設内禁煙・喫煙室設置を実施している施設のうち、特にない・その他と回答した41施設を現状維持に含めると、78/86施設(90.7%)が今後敷地内禁煙、施設内禁煙、密閉喫煙室設置に取り組む予定である。

	県有施設数	割合(%)
1.敷地内禁煙へ	5	5.8
2.施設内禁煙へ	29	33.7
3.密閉喫煙室設置	3	3.5
4.特にない	36	41.9
5.その他	13	15.1
無回答	0	0.0
合計	86	100.0

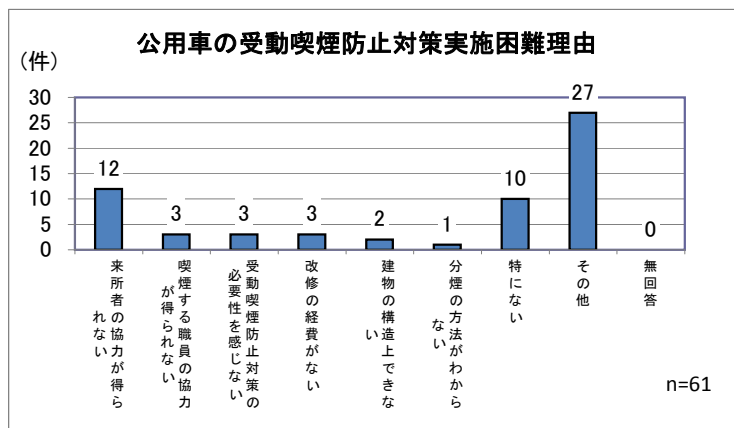
} 37施設 (43.0%)



問8. 上記問7で4~5を選択(特にない・その他:49施設)した場合にお答えください。受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。(複数回答可)

○受動喫煙防止対策が実施困難な主な理由は、来所者の協力が得られない(24.5%)である。

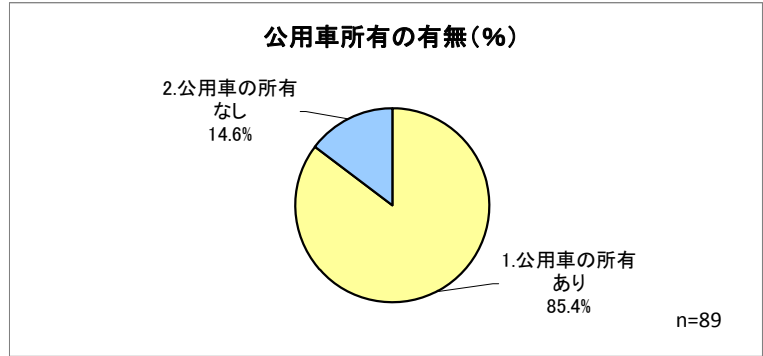
	件数	割合(%)
来所者の協力が得られない	12	24.5
喫煙する職員の協力が得られない	3	6.1
受動喫煙防止対策の必要性を感じない	3	6.1
改修の経費がない	3	6.1
建物の構造上できない	2	4.1
分煙の方法がわからない	1	2.0
特にない	10	20.4
その他	27	55.1
無回答(全体)	0	0.0
合計	49	124.5



問9. 貴施設の公用車所有の有無について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

○8割以上が公用車を所有している。【76県有施設 85.4%】

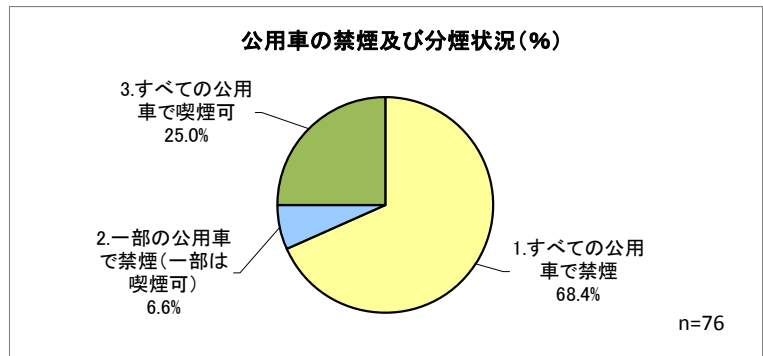
	県有施設数	割合 (%)
1.公用車の所有あり	76	85.4
2.公用車の所有なし	13	14.6
総数	89	100.0



問10. 貴施設の所有される公用車の禁煙及び喫煙の状況について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

○すべての公用車で禁煙(68.4%)、一部の公用車で禁煙(一部は喫煙可)(6.6%)、すべての公用車で喫煙可(25.0%)となっている。

	県有施設数	割合 (%)
1.すべての公用車で禁煙	52	68.4
2.一部の公用車で禁煙(一部は喫煙可)	5	6.6
3.すべての公用車で喫煙可	19	25.0
総数	76	100.0

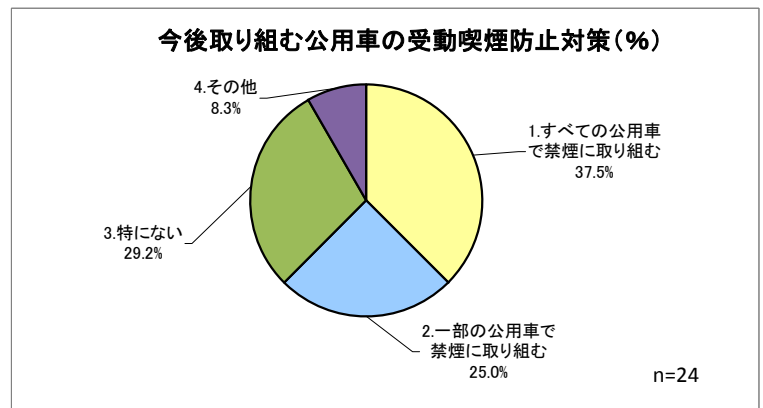


問11. 上記問10で、2~3を選択(一部もしくはすべての公用車で喫煙可:24施設)した場合にお答えください。今後取り組む公用車の受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

○今後、公用車の禁煙対策に取り込む施設は62.5%(15施設)である。

	県有施設数	割合 (%)
1.すべての公用車で禁煙に取り組む	9	37.5
2.一部の公用車で禁煙に取り組む	6	25.0
3.特にない	7	29.2
4.その他	2	8.3
(全体)	24	100.0

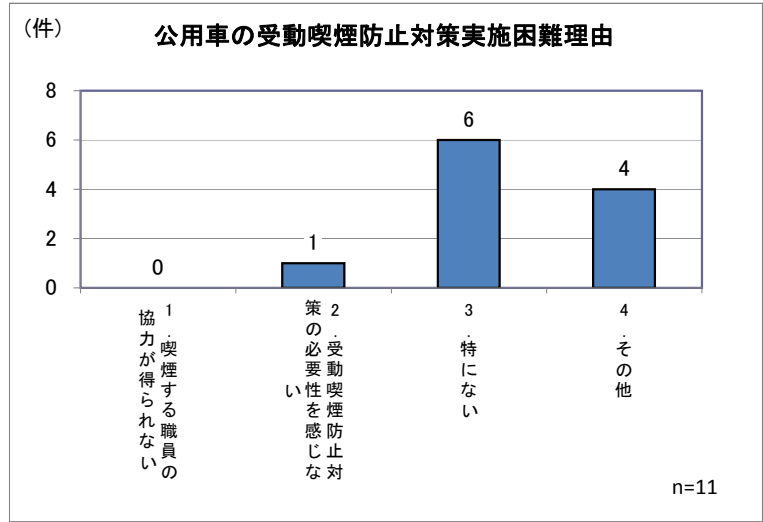
15施設 (62.5%)



問12. 上記問11で3~4を選択(特にない・その他と回答:9施設)した場合にお答えください。公用車の受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。(複数回答可)

○公用車の受動喫煙防止対策が困難な主な理由は、特にない(66.7%)が多く、その他では喫煙する職員の協力により実質禁煙状態となっているという意見もあった。

	件数	割合(%)
1.喫煙する職員の協力が得られない	0	0.0
2.受動喫煙防止対策の必要性を感じない	1	11.1
3.特にない	6	66.7
4.その他	4	44.4
(全体)	9	122.2



問13. 受動喫煙防止対策について、取り組まれていることがあれば御記入ください。

昨年度から建物内の休憩コーナーを禁煙にし、**施設内禁煙を実施した。**
 庁舎3階に設置されていた**喫煙コーナー**について、完全な分煙が設備的に困難なため、今年3月に**廃止した。**
 喫煙箇所を渡り廊下一箇所に限定し、**施設内での喫煙を禁止している。**
 喫煙者が2名であるので、その都度注意している。
施設内喫煙の際、施設内に煙が入ってこないようにしている。
所属衛生委員会において、喫煙場所の決定等協議している。
 平成22年度の**衛生委員会の議題**となった。産業医からは近い将来、敷地内全面禁煙を要望された。
 屋外階段の踊り場等、従来喫煙所以外で喫煙していた例があったが、**喫煙所以外での禁煙を周知徹底した。**
 衛生委員会で受動喫煙防止対策のための職員**アンケート**を実施、その結果を踏まえて対策を行っている。
 平成23年11月14日から、**施設内禁煙を実施。**
 平成22年度の**衛生委員会**にて、議題として意見交換をおこなった。
産業医による喫煙者向けの**講話・面談**を検討したい。
衛生委員会の議題としている。
建物の外に灰皿を設置し、受動喫煙防止に努めている。
 平成22年度に担当職員が国主催のたばこ対策関係の研修に参加。職員に対して**研修報告会**を実施。
 施設の裏口付近を喫煙場所としているため、受動喫煙対策として、喫煙する時は、喫煙者は必ず裏入口ドアを閉めて喫煙するように、貼り紙等をして注意を促している。
 平成22年度**衛生委員会による禁煙活動支援**にて、喫煙者への保健指導及び禁煙に関する資料を配布(保健指導2名、情報提供10名)。
 地域振興局職場巡視の状況を踏まえ、局の**衛生委員会**で喫煙場所を窓際から離すなどの**検討**を行っている。
 特別な取り組みはなくとも、職員に関しては、喫煙者も非喫煙者も受動喫煙防止については相当の意識を有しており、現在のところ問題は無い。施設利用者に関しても、教育施設ということもあり、協力を得られている。
 平成20年4月1日から**施設内全館禁煙**実施済(入居団体に対する通知済、来所者へのチラシ掲示による周知済)利用者アンケート等の意見により、平成21年6月1日から屋外喫煙場所(1箇所)の移設を実施。
 不特定多数の来館があるため受動喫煙防止が難しいが、**施設内禁煙**を継続して進めていきたい。
施設内禁煙のビラ掲示、イベント時における**喫煙場所での喫煙の指導徹底。**
 基本的には**全館禁煙**としていますが、貸館となるので主催者の意向に左右される場合もある。
 公園施設の大部分が屋外のため、屋外には喫煙場所を設置する。
 本年1月より運動公園全体の**喫煙所設置数を半数に削減する取り組み**を行った。
施設内禁煙の張り紙を施設内に配置して、来場者へ呼びかけを行っている。
喫煙所以外での喫煙禁止の徹底。
 喫煙場所について、来館者の往来が少ない場所への**移動を検討中。**
喫煙所以外での喫煙禁止の掲示及び指導を行っている。
 受動喫煙防止の**ポスター掲示**や周知。